

事務連絡  
令和3年6月15日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための  
適正な入札及び契約の実施について

建設業の健全な発達を図り、国民の安全・安心を確保するに当たっては、公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて公共工事を施工する者の適正な利潤が確保され、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について適切な配慮がなされることにより、建設業の担い手が中長期的に育成・確保されることが重要です。

去る3月30日に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じ、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続する必要性が確認され、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指すとの旗印のもとで、官民それぞれが所要の取組を進めることについて共有されたところであります。

今般、国土交通省においては、今後の担い手確保のため、公共工事を施工する者の適正な利潤が確保され、技能労働者の処遇改善に向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体発注工事において適正な予定価格の設定やダンピング対策の強化等を求めることとし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、総務省と連名で地方公共団体に対して別添のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

（参考）赤羽大臣と建設業4団体トップが意見交換【国土交通省 HP】

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_007908.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_007908.html)



別添

総行行第201号  
国不入企第15号  
令和3年6月15日

各都道府県担当部局長 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会事務局長 殿  
（議会事務局扱い）  
各指定都市担当部局長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会事務局長 殿  
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長  
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
（公印省略）

技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための  
適正な入札及び契約の実施について

建設業の健全な発達を図り、国民の安全・安心を確保するに当たっては、公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて公共工事を施工する者の適正な利潤が確保され、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について適切な配慮がなされることにより、建設業の担い手が中長期的に育成・確保されることが重要です。

各地方公共団体に対しては、これまでも、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）や「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国不入企第26号）（以下「適正化通知」という。）をはじめ、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和3年1月29日付け総行行第29号・国不入企第32号）や「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」（令和3年1月29日付け総行行第30号・国不入企第33号）（以下「施工確保取組通知」という。）等により、適正な予定価格の設定やダンピング対策の徹底等について通知等を行うとともに、先般、公共工事設計労務単価の改訂を受けて「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和3年2月19日付け国不入企第34号）により、ダンピング対策の強化などを通じて適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善が図られるよう、改めて環境整備

に万全を期す旨通知したところでは、

その後、去る3月30日に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じ、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続する必要性が確認され、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指すとの旗印のもとで、官民それぞれが所要の取組を進めることについて共有されたところであり、今後の担い手確保のため、公共発注者においては、公共工事を施工する者の適正な利潤が確保され、技能労働者の処遇改善に向けた環境整備が図られるよう、適正な予定価格の設定やダンピング対策の強化が求められていますので、下記の事項について、取組の実施又は検討を行うようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請であることを申し添えます。

## 記

### 1 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しについて

適正化指針第2.5(6)のとおり、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要であり、建設労働市場の実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定等により技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら、若手を含む技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。地方公共団体においては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施の観点に加え、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

### 2 適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適正化通知Ⅱ.1の趣旨を踏まえ、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、これまで適正化通知等によりこれを行わないよう求めてきたところであるが、国土交通省では、平成28年の歩切り根絶達成以来改めて今般、全ての地方公共団体を対象として歩切りの実態について悉皆調査を実施するとともに、調査の結果歩切りのおそれが認められた市区町村に対し、直接個別に是正の働きかけ等を行い、全ての地方公共団体に

において、歩切りを行わないことを確認し、再度歩切りの根絶が徹底されたところである。

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が地方公共団体の長の規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来たすとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、今後ともこれを厳に行わないことを改めて徹底すること。

適正な予定価格の設定に当たっては、入札及び契約に関する透明性の確保を図ることが重要であることから、予定価格の作成の根拠となる積算内訳（工事設計書）について、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる範囲で、適時に公表を行うこと。

また、見積り等を参考にして価格を設定する場合においては、妥当性を確認した上で適切に価格を設定すること。その際、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して、市場実態や妥当性を確認することなく、発注者が独自にいわゆる乗率等を設定する運用が一部の地方公共団体において見受けられるが、このような運用は公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれもあることから、厳にこれを行わないこと。

なお、単価の決定に当たっては物価資料（「建設物価」「積算資料」等）に掲載される実勢価格が一般的に広く使用されているところであるが、当該価格は調査地や調査時期等によって個別の地区や施工状況に応じた実態と整合しない場合もあり得ることに留意し、建設業団体との意思疎通の機会や資材メーカー等からの情報提供等を通じて特に実態と乖離しているおそれがあると認められる場合は、適正な予定価格の設定を図る観点から、適宜見積り徴収を行うこと等により適切な対応を図ること。

### 3 ダンピング対策の更なる徹底について

ダンピング対策については、適正化通知や施工確保取組通知において、低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等やその適切な実施等による実効性の確保等について通知しているところであり、引き続き、更なる徹底を図られたい。

特に、低入札価格調査基準及び最低制限価格については、施工確保取組通知にあるとおり、国土交通省において今夏中を目途に、各地方公共団体における算定方式や設定範囲等の基準の設定状況についての見える化等の取組を実施するとともに、低入札調査による排除の実施状況が著しく低い等の地方公共団体については、個別にヒアリングを実施し、必要に応じて改善を働きかける予定としているので、あらかじめご承知おきいただきたい。

低入札価格調査の基準価格を下回る価格で落札した者と契約を締結する場合は、工事の手抜きや下請業者へのしわ寄せ、契約の不履行等に繋がらないよう、監督・検査の強化や受注者側の配置技術者の増員により、適正な施工と品質確保の徹底を図るとともに、下請業者に対する公正かつ透明な請負代金の支払いの確認に努めること。また、万が一の契約不履行に対する備えを強化するため、契約保証額の引上げや粗雑工事が生じた場合における工事請負契約に係る指名停止措置の強化等の実施に努めること（別添1参照）。

また、国土交通省直轄工事では、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求事項を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価方式」を実施しているところである。各発注者の体

制等に応じて、当該制度の活用についても適宜検討されたい。

#### 4 適切な設計・契約変更の実施について

適正化通知Ⅱ. 3のとおり、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

特に、変更手続を円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した設計変更ガイドラインの内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

- 別添 「低入札基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底」
- 参考資料1 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」  
(令和元年10月21日付け総行行第215号・国不入企第26号)
- 参考資料2 「公共工事の円滑な施工確保について」  
(令和3年1月29日付け総行行第29号・国不入企第32号)
- 参考資料3 「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」  
(令和3年1月29日付け総行行第30号・国不入企第33号)
- 参考資料4 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」  
(令和3年2月19日付け国不入企第34号)

別添及び参考資料1～参考資料4は下線をクリックしてご覧ください

## 賃金引上げに向けた地方公共団体発注工事における環境整備

○ 公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で

① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請

○ 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

## 適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

## 《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底  
(不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更がトラインの公表、適正履行  
(特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

## ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

## 《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進)

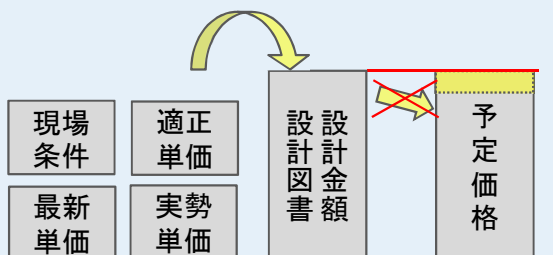
都道府県に加え、市町村に対しても、都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

○公共工事の品質確保と担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、地方公共団体の発注工事における **適正な予定価格の設定** について、**これまでの取組※をさらに強化**（都道府県公契連等で市町村等に働きかけるとともに、アンケートの実施や入契調査を通じてフォローアップ）※「公共工事の円滑な施工確保について」（令3.1.29付通知）

## 適正な予定価格の設定（採用する単価等の透明性や妥当性の確保）

適切な設計図書  
適正な積算

歩切りの根拠を  
再度徹底



### 【受発注者の意見交換会での指摘】

- 資材単価で、メーカー公表価格に自治体が独自に不透明な乗率を掛けている
- 設計書（積算内訳）が公表されないため採用単価が不透明
- 予定価格の設定は設計図書が適切であることが前提 等

### ◎ 適切に作成された設計図書に基づき、市場における労務・資材等の最新の実勢価格を反映

※ 積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格を適切に反映し、調査単価は公表  
 ※ 単価の決定に当たっては物価資料（「建設物価」、「積算資料」等）に掲載される実勢価格が一般的に広く使用されているところであるが、当該価格は調査地や調査時期等によって個別の地区や施工状況に応じた実態と整合しない場合もあり得ることに留意し、建設業団体との意思疎通の機会や資材メーカー等からの情報提供等を通じて特に **実態と乖離しているおそれがあると認められる場合は、適正な予定価格の設定を図る観点から、適宜見積り徴収を行うこと等により適切な対応を図る**

### ◎ 見積り等を参考にして価格を設定する場合は、妥当性を確認した上で適切に設定

※ **メーカーの販売希望価格に対し、市場実態や妥当性を確認することなく、発注者が独自に乗率を設定することは公正性・透明性を損なうおそれが高いためこれを行わない**

### ◎ いわゆる「歩切り」は品確法に違反するため行わない

### ◎ 透明性確保のため、**予定価格の作成の根拠となる積算内訳（工事設計書）については、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる範囲で、適時に公表**

#### 【国土交通省直轄土木工事の取組】

- 標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事において、その項目について、発注者が応札者に見積りの提出を求め、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させ、採用歩掛りを入札前に公表（見積活用方式）
- 物価資料に掲載されていない単価や、積算基準の適用範囲外の工事歩掛りを対象に発注者が市場価格の実態を調査し、採用単価についてHPで事前に公表（特別調査単価）
- 工事設計書（積算内訳）について、開示請求の有無に関わらず、契約締結後にホームページで公表



# 公共工事における「歩切り根絶」の徹底（要請通知2. 関係）

- 平成26年品確法等改正により、「歩切り」※1は品確法※2に違反することが明確化。総務省と連携して早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が、歩切りを廃止することを決定

※1 予定価格の設定に当たって、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの ※2 公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号

- 今般、平成28年から5年ぶりに全地方公共団体を対象として「歩切り」の実態について悉皆調査を行い、調査の結果、「歩切り」のおそれがある16市町村の幹部等に対し、直接個別に是正の働きかけ等を実施。全ての市町村において、歩切りを行わないことを確認し、「歩切り根絶」を再度徹底

全1788団体（47都道府県、20指定都市、1721市区町村）

令和3年2月  
全地方公共団体  
悉皆調査実施

設計書金額と予定価格が同額である団体  
1,672団体

端数処理等  
を行っている団体  
100団体

「歩切り」を行っている  
おそれのある団体  
16団体

16市町村の幹部等に直接働きかけ等を実施

令和3年5月  
歩切り根絶を  
再度徹底

設計書金額と予定価格が同額である団体  
1,681団体（同額とする予定又は見直す方向で検討中の1団体を含む）

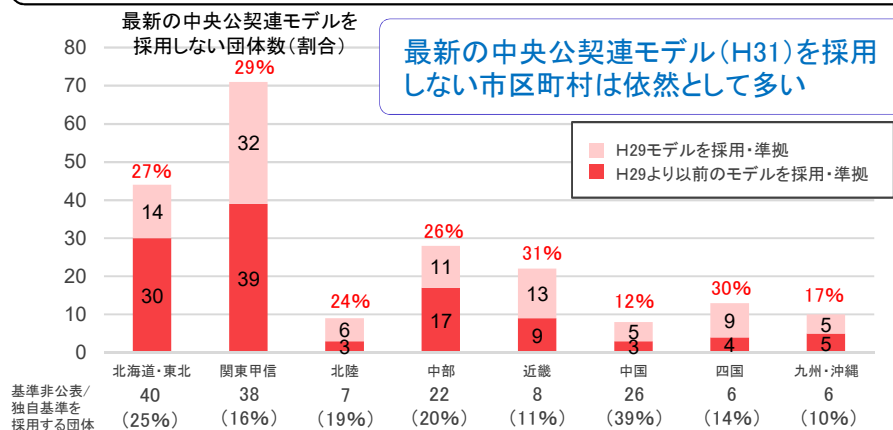
端数処理等  
を行っている団体  
107団体

「歩切り」  
を行っている  
団体  
皆減

- ダンピング受注によって、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となるおそれ
- 今後、都道府県公契連と緊密に連携し、自治体の見える化や個別働きかけなど、ダンピング対策を深掘りして強化

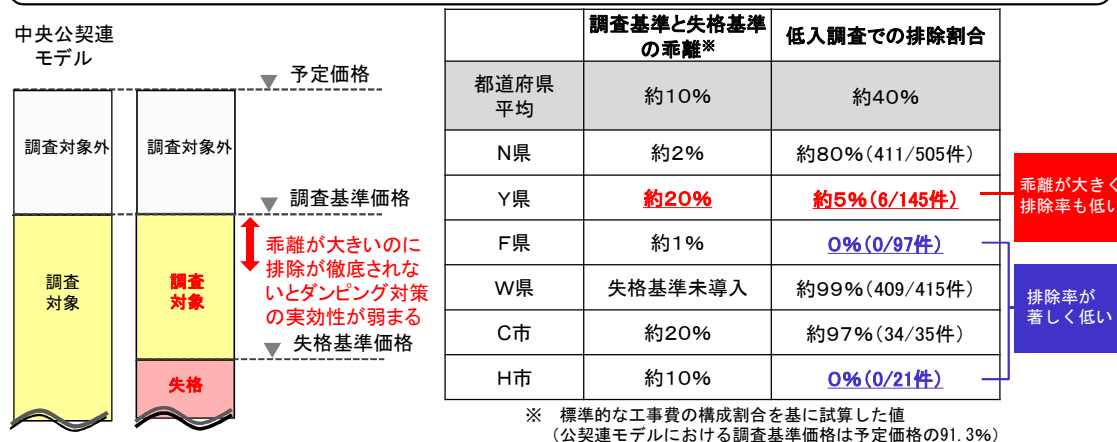
## ①価格調査基準等を大きく下回る自治体の『見える化』

- 中央公契連モデルの基準を大きく下回る調査基準価格を設定している市町村等の基準を「見える化」し、個別に働きかけ
- ※ 独自基準を採用する団体についても、個別に精査し改善を働きかけ



## ②低入札価格調査の適切な運用徹底（調査の実効性確保）

- 失格基準が調査基準価格を大きく下回る団体はできるだけ引き上げ
- 調査基準と失格基準の乖離に比して、低入札調査の排除の実施状況が低い団体については個別にヒアリングし、改善を働きかけ



## ③施工体制確認型総合評価方式の活用促進

- 国土交通省直轄土木工事では施工体制確認型総合評価を採用※
- 各発注者の体制に応じて制度の活用を促進
- ※ 都道府県では9団体が導入、政令市では導入団体なし

	評価点の配点割合（例）	
調査基準以上で入札	標準点100点	加算点40~60点
調査基準以下で入札	標準点100点	加算点40~60点

施工体制評価点30点から減点方式※

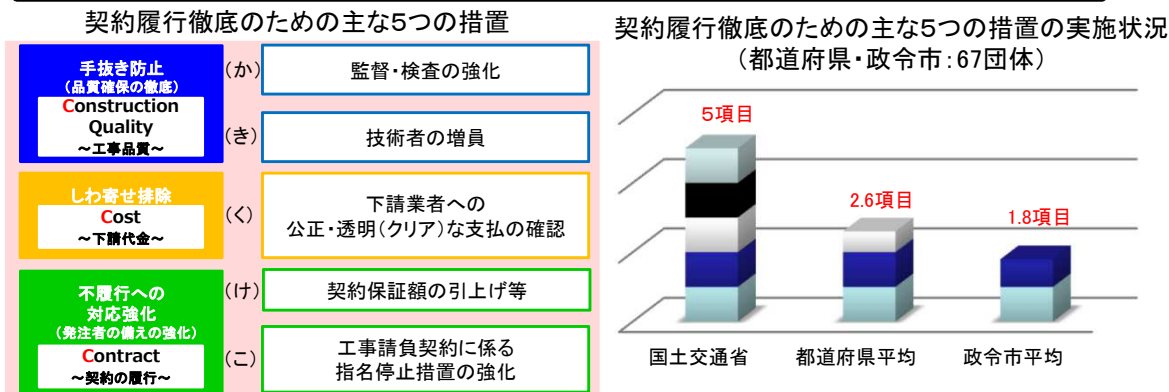
※施工体制が必ずしも十分に確保されないとする事がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点する

施工体制評価点0点から加算方式※

※施工体制が確保されると認める事柄が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算する

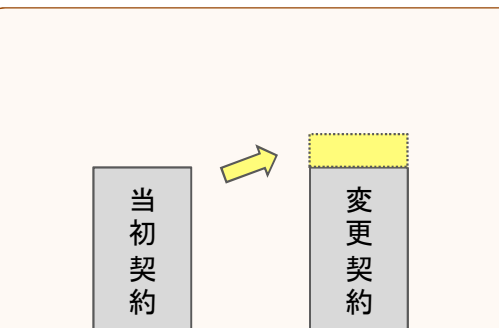
## ④低入札価格を下回る受注における履行確保措置の拡充

- 低入札価格を下回る場合に、手抜き防止やしわ寄せ排除等の観点から契約履行徹底のための主な措置(かきくけこ)の実施を推進



- 公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要
- 必要な場合における**適切な契約変更の実施**について、**これまでの取組※をさらに強化**  
（都道府県公契連等で市町村等に働きかけるとともに、アンケートの実施や入契調査を通じてフォローアップ） ※「公共工事の円滑な施工確保について」（令3.1.29付通知）

## 適切な設計・契約変更の実施



### 【受発注者の意見交換会での指摘】

- 数量変更があった場合も、予算の都合で設計変更に応じてもらえない
- 新たな施工体制が必要な新規工種であっても、その契約変更にあたって当初契約における落札率が反映されている 等

- ◎ 設計図書の施工条件と現場実態が一致しない等、必要な場合に適切に設計図書を変更  
※ 設計思想や現場条件等の共有を図るため、**施工者による設計図書の照査等の実施後及びその他必要に応じて三者会議を開催**
- ◎ 工事内容の変更等により工事費用等に変動が生じた場合、必要な費用等が適切に確保されるよう、変更契約を適切に締結
- ◎ 変更手続を円滑に実施するため、**設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表**に努める  
※ 策定した設計変更ガイドラインについては、**特記仕様書に記載するなどにより、適正な履行を図る**
- ◎ 受注者が予期できない事象によって生じた**新規工種に関する追加工事※**については、**変更額の算定に当たって当初契約時の落札率を乗じることは適正な額の算定を損ねるおそれがあるため、工事に必要な費用が適切に確保されるよう特に留意して対応**  
※ 追加工事については、現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠なものを除き、原則分離発注とすべきことに留意

## 最新・実勢価格の反映

直轄  
土木

- 【特別調査】物価資料に未掲載の単価、積算基準の適用範囲外の工事歩掛については、市場価格の調査を実施し、積算に反映。  
特別調査(定期調査)により設定した材料単価はHPで一般に公表。

直轄  
営繕

- 【特別調査】物価資料に未掲載の単価、積算基準の適用範囲外の工事歩掛を対象に市場価格の調査を実施し、採用単価を公開(閲覧開示)。

## 見積の活用

直轄  
土木

- 【通常の見積り活用】局設定単価、物価資料、特別調査単価(定期)によりがたい場合は、特別調査(臨時)又は見積りによって決定。  
見積りは、原則3社以上から徴収し、異常値を除いた価格の平均価格又は最頻度価格を採用。  
なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

- 【見積活用方式】標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事や、標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事等を対象、予定価格の作成にあたり競争参加者の歩掛り見積りを活用  
(採用した歩掛りは入札前に公表)。

直轄  
営繕

- 【通常の見積り活用】製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等(実勢価格帯)を確認する。見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して決定する。

- 【見積活用方式】標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事や、標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事等を対象に、入札参加者から提出される見積書を用いて見積単価を設定。  
(採用した見積単価の入札前の公表はしない)。

## 工事設計書等の公開

直轄  
土木

直轄  
営繕

- 工事設計書について、契約後にHPで公表(開示請求によらず公表)。

## 設計変更ガイドラインの作成・公表等

直轄  
土木

- 設計変更可否の判断基準、手続きの流れ等について各地方整備局において定めた設計変更ガイドラインを作成・公表。
- 新規工種に関する追加工事の設計変更に関しては、当初契約と施工体制が異なると判断し、変更額の算定に当初契約時の落札率を反映しない。設計変更ガイドラインの内容は契約事項として取扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載。

直轄  
営繕

- 設計変更可否の判断基準、手続きの流れ等について定めた設計変更ガイドラインを作成・公表。
- 施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合であって、受注者が予期できない事象が生じ、新たな種類の工事\*を追加する際の費用には、落札率を乗じない(※とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)、地盤改良、土壌汚染処理、アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理、等に限る)。